

## 令和5年度

### 地場産業設備整備支援事業費補助金（第三次）

#### 募集要領

##### 申請受付期間

令和5年9月13日（水） ～ 令和5年10月11日（水）（必着）

##### 申請書類の提出方法

###### ① 受付窓口

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 モノづくり支援係

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

（滋賀県庁東館2F）

TEL：077-528-3790 E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

※①に示す受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送またはメールにより、提出してください。

##### 問い合わせ先

###### ○補助金全般

滋賀県商工観光労働部 モノづくり振興課 モノづくり支援係

TEL：077-528-3790

###### ○事業内容

滋賀県工業技術総合センター

（栗東）TEL：077-558-1500 （信楽）TEL：0748-83-8700

滋賀県東北部工業技術センター

（長浜）TEL：0749-62-1492 （彦根）TEL：0749-22-2325

【9時から17時まで】（土・日曜日および祝日は除く）

## 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格および物価の高騰の影響を受けた地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者に対し、生産体制の強化および新事業の創出のために必要な経費について助成を行うことにより、県内の地域経済を支える地場産業の発展を支援します。

## 2. 補助対象者

表1に規定する県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者で、県税の滞納がない方が対象となります。

※ 申請は県の指定を受けた個人、企業、団体からのみとなります。

表1

- |   |
|---|
| <p>(1) 「地場産業組合」とは、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年滋賀県条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1項で定義する「近江の地場産業」に属する中小企業からなる事業協同組合、事業協業組合および商工組合をいう。</p> <p>(2) 「地場産業事業者」とは、前号の組合に属する中小企業事業者をいう。</p> <p>(3) 「伝統的工芸品の製造事業者」とは、条例第2条第3項第2号で定義する伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品を製造する事業者をいう。</p> |
|---|

## 3. 補助対象事業

新型コロナウイルスおよび原油価格・物価の高騰の影響を受けた県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者が所有する生産設備の更新、新設または増設にかかる経費を補助します。

※ 令和2年度に実施した地場産業組合設備整備支援事業および令和4年度に実施した地場産業設備整備支援事業で採択された方は、同内容での申請をすることはできません。

※ 補助対象の生産設備については、既存の製品にはない新たな商品開発や品質向上、または自社の技術を活用した新事業の創出につながるものである必要があります。

※ 事業内容について、県工業技術センターの職員と打ち合わせを行ってください。

・滋賀県工業技術総合センター

（栗東）TEL：077-558-1500 （信楽）TEL：0748-83-8700

・滋賀県東北部工業技術センター

（長浜）TEL：0749-62-1492 （彦根）TEL：0749-22-2325

#### 4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額については、以下の表2を参照ください。

表2 補助対象経費、補助率および補助金額

補助対象経費	機械装置または工具器具購入費	機械装置または工具器具の購入にかかる経費
	運搬費	補助事業に直接必要となる運搬にかかる経費
	設置費	補助事業に直接必要となる設置にかかる経費
	工事費	補助事業に直接必要となる工事にかかる経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（既存設備の撤去および処分にかかる経費は除く）
補助率	補助対象経費の1/2以内	
補助金額	下限60万円（小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）にあつては、30万円）、上限1,000万円	

(注) 1 補助対象となる経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします。

2 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

3 補助金申請下限額を60万円（小規模事業者は30万円）とします。

申請する補助対象経費の合計に補助率を乗じた額が60万円以上である必要があります。

例-①

申請する補助対象経費の合計 1,200,000円（税抜）× 補助率 1/2 = 600,000円  
→ 申請○

（小規模事業者の場合）

申請する補助対象経費の合計 600,000円（税抜）× 補助率 1/2 = 300,000円  
→ 申請○

例-②

申請する補助対象経費の合計 1,180,000円（税抜）× 補助率 1/2 = 590,000円  
→ 申請×

（小規模事業者の場合）

申請する補助対象経費の合計 14,500円（税抜）× 補助率 1/2 = 7,250円  
→ 申請×

## 5. 手続き等

### (1) 受付窓口

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 モノづくり支援係

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3790 FAX：077-528-4876 E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

### (2) 受付期間

令和5年9月13日（水）から令和5年10月11日（水）

土・日曜日および祝日は除く、受付時間は9時から17時まで

### (3) 交付申請書等提出

以下の書類を提出していただきます。（書類は原則としてA4版：片面）

① 交付申請書（様式第1号）

② 事業計画書（別紙1）

※ 売上の減少については直近と2020年3月までで最も新しい決算報告または確定申告を元に算出してください。

※ 原油価格の高騰の影響については、設備稼働に必要な光熱費を2021年3月～2022年2月の連続した3か月の平均と2022年3月～2023年2月の同月平均を元に算出してください。

※ 物価高騰の影響については、2021年3月～2022年2月と2022年3月～2023年2月の間に仕入れた原材料費をもとに算出してください。

※ いずれの場合も根拠資料をなるべく添付してください。

③ 補助事業収支予算書（別紙2）

※ すべての経費に対し、見積書等の根拠資料を添付してください。

※ 経費の内訳は、あいまいな表記を避け、詳しく記載してください。

④ 役員名簿（法人または団体の場合）（別紙3）

⑤ 口座振込依頼書（別紙4）

⑥ 誓約書（別紙5）

⑦ 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別紙6）

⑧ その他参考となる資料

※ 書類は①～⑧の順に整理して提出してください。

※ 補助事業内容に関して参考となる資料があれば添付してください。

※ 最近組合に加入された方で、組合員名簿に名前が記載されていない方は、加入の証拠となる資料を添付してください。

※ 書類は紙媒体またはメールで提出してください。

※ 提出いただいた書類は、この事業に係る審査以外には使用しません。また、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 提出書類に不備があった場合は受付できません。

(4) 提出方法（提案書の提出に必要な費用は提出者負担とします。）

(1) に示す受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送およびメールにより、提出してください。

郵送による場合は、締切日の17時までに滋賀県庁文書収発室に到着したものに限り受け付けます。メールの場合は、表題に「【地場産業設備整備支援事業費補助金応募：事業者名〇〇〇】」と記載し、(fd00@pref.shiga.lg.jp) に提出してください。

なお、郵送、メールどちらの場合も送付時に必ずその旨を(1)まで連絡願います。

## 6. 審査について

### (1) 審査会による審査

補助事業の選定にあたっては、補助対象者の要件および次の項目に基づいて審査し、予算の範囲内で決定しますので、審査項目に留意し申請書を作成してください。

(審査基準)

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けているか
- 原油価格および物価の高騰の影響を受けているか
- 現状と課題が明らかになっているか
- 事業の目的が明確であるか
- 事業内容に実現性があるか
- 事業の実施により商品開発や品質の向上につながる生産設備の強化ができるか
- 事業効果が経営改善や事業継続に資するものであるか
- 小規模事業者であるか

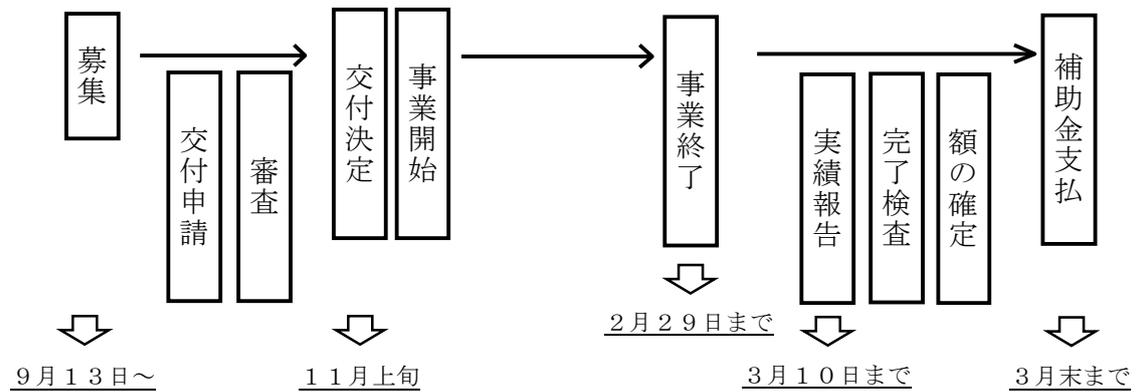
## 7. 交付決定

審査の結果、申請内容が適正であると認めるときは交付決定を行い、モノづくり振興課から申請者あて通知をします。なお、補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。審査結果について不明な点がある場合はお問い合わせください。

交付決定の通知は交付申請受付後70日以内に行います。

## 8. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から令和6年2月29日までとなります。その間に開始し、事業者が自ら支払いまで終了した分のみが対象です。また、交付決定日前に支払った経費は原則として対象外となります。



## 9. 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。（交付要綱第9条および第10条関係）
- (3) 補助事業の完了後30日以内、または令和6年3月10日のいずれか早い日までに設備の画像または写真が貼付された実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度の終了後10年間保存しておかなければなりません。
- (5) 補助事業の取組状況や成果について、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- (6) 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県等が実地検査に入ることがあります。
- (7) 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および地場産業設備整備支援事業費補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

## 10. その他留意事項

- (1) 補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。
- (2) 当補助金の申請は、1者につき1回限り可能です。（すでに今年度の補助金で採択されている方

は申請することができません。)

- (3) 補助事業対象者の、企業・団体名、代表者名等を公表することがあります。
- (4) 滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨にのっとり、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。）
- (5) 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 10 年間、本補助金に関するアンケート調査を実施する場合がありますので御了承ください。

参考 1：滋賀県の地場産業

地場産業産地	地場産業組合	地場産業産地	地場産業組合
長浜縮緬	浜縮緬工業協同組合	信楽陶器	信楽陶器工業協同組合
彦根バルブ	滋賀バルブ協同組合		信楽陶器卸商業協同組合
彦根仏壇	彦根仏壇事業協同組合	高島綿織物	高島織物工業協同組合
彦根ファンデーション	ひこね繊維協同組合		高島晒協業組合
湖東麻織物	湖東繊維工業協同組合 滋賀県麻織物工業協同組合		滋賀県撚糸工業組合
甲賀・日野製菓	滋賀県製菓工業協同組合	高島扇骨	滋賀県扇子工業協同組合

参考 2：滋賀県の伝統的工芸品

工芸品名	製造業者名	工芸品名	製造業者名
近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	ろくろ工芸品	片山木工所
網織紬	奥田武雄	木製桶樽	村田茂朋
	奥田重之	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)
秦荘紬	川口織物(有)	上丹生木彫	上丹生木彫組合
綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店
正藍染	植西恒夫	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ
手織真田紐	西村操	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)
草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	浜仏壇	浜仏壇工芸会
近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	鍔金具	辻清
彦根繡	(有)青木刺繍	近江雁皮紙	(有)成子紙工房
楽器系	西山生糸組合	雲平筆	筆師第 15 世 藤野雲平
	木之本町邦楽器原糸製造保存会	和ろうそく	(有)大與
	丸三ハシモト(株)		北村雅明
鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	太鼓	正木専治郎 二代目 杉本才次
特殊生糸	西村英雄	大津絵	高橋松山
押絵細工	東川雅彦	長村梵鐘	(株)金壽堂
近江真綿	近江真綿振興会	小幡人形	細居源悟
輪奈ピロード	(株)タケツネ	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会
信楽焼	信楽陶器工業(協)	いぶし鬼瓦	美濃邊鬼瓦工房
膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	神輿	(株)さかい
近江下田焼	近江下田焼陶房	江州よしすだれ	(株)タイナカ
(再興)湖東焼	中川一志郎		よし藤 田井中憲一
提灯	かさぜん中川澄美		